

索道事業運送約款

中部スノーライアンス株式会社

(適用範囲)

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、当社の係員が安全運送と秩序の維持のために行う指示に従わなければならない。

(運送の引受け)

第3条 当社は次条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

(運送の引受けの拒絶)

第4条 当社は、次に該当する場合の旅客の運送の引受けを拒絶する。

1. 係員の指示に従わないとき
2. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき
3. 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき
4. 旅客の状態等から運送上の安全を期しがたいと認められるとき
5. 天候その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき
6. 当該索道に規定された滑走具以外を装着又は携行して乗車する場合（別表1）
7. 有効な乗車券を所持していないとき
8. 危険物等を所持しているとき
9. 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき

(乗車券等の販売)

第5条 当社は、乗車券等をチケット売り場等において発売する。また乗車券の形態はICカードとする。

(乗車券の効力)

第6条 乗車券等は、次の場合を除き、記憶されたデータの条件又は券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

1. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、そのデータ上の運賃の額に関わらず通用期間内は有効とする。
2. 破損及び磁気等により記憶されたデータや記載された券面が判読困難となった乗車券、又はその旅客その他の者が故意に改変造した乗車券は無効とする。
3. 転売、転貸、他人名義の乗車券を使用する等不正行為があった場合、その乗車券は無効とする。

(乗車券の掲示等)

第7条 当社は、旅客の乗車時において、ゲートでICカードを確認、回数券はポイントを減算する。

(運賃及び適用方法)

第8条 当社が旅客から収受する運賃、料金及び適用方法は、別掲運賃表及び別に定める適用方法による。

(運転中止の場合の運送途中の旅客に対する取扱い)

第9条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の乗客に対しては、運転再開後における有効乗車券の無償交付等当社の責任による必要な継続運送の措置をおこなう。

(運賃の払戻)

第10条 一旦発売したリフト券の払い戻しは原則行わない。

天災及び当社の責により索道の運転ができないときは状況により払い戻しをおこなう。但し天候状況により運送の安全確保のため一時的に運転を中止した場合はこの限りでない。

(責任の始期及び終期)

第11条 当社の運送に関する責任は、旅客が索道に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。当社は乗車に向けての移動中ならびに下車後の斜路での転倒においては一切の責任を負わない。

(旅客の禁止行為)

第12条 旅客は次の行為を行ってはならない。

1. 搬器からの飛び降り、又は所定の位置以外での乗降

2. 滑走具及び搬器を揺すること
3. 滑走具及び携行品等で索道施設を突くこと
4. 横乗り等危険な姿勢で乗車すること
5. 乗降時でない乗車中にセーフティーバーの上げ下ろしを行うこと
6. 乗車中に押し合ったりふざけあったりすること
7. その他安全輸送を妨げる行為をすること

(旅客に関する責任)

第13条 当社は、索道の運行によって旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。

但し、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

1. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと、並びに索道施設に欠陥もしくは機能の障害が無かったこと等が証明されたとき。
2. 事故が専ら当該旅客の故意又は過失（持病・自殺を含む）に基づいて発生したことが証明されたとき。

(携行品等に関する責任)

第14条 当社は旅客の輸送に関して生じた滑走具その他の携行品等の棄損又は滅失による損害については、これを賠償する責を負わない。

但し、その棄損又は滅失が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第15条 当社は、旅客の故意もしくは過失により、又は旅客が法令もしくはこの運送約款の規定を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対して損害の賠償を求める。

(管轄裁判所)

第16条 当施設の利用について紛争が生じたときの管轄裁判所は、東京地方裁判所とする。

(反社会的勢力の排除)

第17条 暴力団及び暴力団員並びに構成員、反社会团体及び反社会团体員並びに構成員の当社の利用を拒絶する。

附則

この約款は令和4年12月1日から実施する。